

市民活動応援指針

1. 背景

これまで、公共性の高いサービスは行政が提供し、利潤を目的として採算のとれるサービスは事業者が提供してきましたが、国際化・情報化の進展、経済のグローバル化、社会の成熟化といった時代の流れのなかで、社会、生活様式、市民の価値観やニーズも複雑・多様化し、市民の求めるサービスも多種多様になっています。

そのため、公平・平等を原則とする行政サービスや利潤を重視する事業者によるサービスだけでは効果的な対応が難しくなっており、多種多様な市民ニーズにきめ細かく対応できる新たなサービス提供形態として、専門性と柔軟性をもつ市民活動への期待が高まっています。

こうした地域を取り巻く環境の変化や国際的・全国的な「官から民へ」という流れのなかで、まちづくりのあり方や行政の役割を見直し、「行政主体のまちづくり」から「市民と行政との協働による新たなまちづくり」への転換が必要になっています。

2. 現状

本市では、様々な市民活動団体がそれぞれの分野で自主的・自立的に活動していますが、市民活動の広がりや活性化はまだまだ不十分であり、また、市民活動団体が継続的に自主的・自立的に活動できる基盤や良好な環境、社会の理解も十分に整っていないといえます。

3. 目指す方向

地域の様々な課題を解決するため、市民の自主的・自立的な市民活動を基盤として、市民・市民活動団体・事業者・行政が対等の立場に立って、相互の理解と信頼のもと、市民にとって身近なことは自らがいき、地域住民活動や市民活動がそれを補完し、そのうえで行政が支援するという考え方にに基づき、協働によるまちづくりをすすめます。

市は、地域に根ざした助け合いや地域住民活動を応援するとともに、市民活動団体の組織化、自立を応援し、市民活動団体との新たなパートナーシップ関係の構築を行います。

4. 定義

(1) 市民活動

市民が自主的・自発的に行う活動で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の別表に掲げる活動（※）に該当するものをいいます。

ただし、営利、宗教、政治・選挙を目的とする活動は除きます。

※①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

②社会教育の推進を図る活動

③まちづくりの推進を図る活動

④観光の振興を図る活動

⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑦環境の保全を図る活動

⑧災害救援活動

⑨地域安全活動

⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑪国際協力の活動

⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑬子どもの健全育成を図る活動

⑭情報化社会の発展を図る活動

⑮科学技術の振興を図る活動

⑯経済活動の活性化を図る活動

⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑱消費者の保護を図る活動

⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2) 市民活動団体

上記の市民活動を行うことを目的とし、次のいずれにも該当する団体をいいます。

①5人以上の会員を有していること

- ②活動が市内で行われていること
- ③市民に開かれた（入会に制限がない）団体であること
- ④代表者及び運営の方法が規約又は会則等で決められていること

（3）事業者

営利を目的として事業を行う個人又は法人をいいます。

（4）協働

市民、市民活動団体、事業者、行政が対等な立場で、よきパートナーとして連携・協力し、それぞれの役割と責任を担って共に活動することをいいます。

5. 応援策

市民活動は、市民によって自主的・自立的に運営されてこそ、即応性・柔軟性・きめ細かさなど、その優れた特性が発揮され、地域の様々な課題の解決へとつながります。

行政は、市民活動団体の活動分野・領域を検討しながら市民活動を応援し、地域の様々な課題に対するそれぞれの市民活動の関与の内容や程度、市民活動団体の発展段階に応じて「応援」とともに、更に進んで「協働」に向けた仕組みづくりをすすめます。

（1）市民活動への参加を応援（裾野の拡大）

①市民意識の高揚

- ・市民活動に関する情報提供
- ・市民活動に関する意識啓発、広報活動

②参加のきっかけづくり

- ・講演会、講座等の開催
- ・学校教育、社会教育の充実
- ・市民活動の紹介（相談）窓口の設置
- ・市民活動に参加しやすい環境の整備

（2）市民活動団体としての組織化を応援（個人から組織化へ）

①人材の育成

- ・ 市民活動リーダー、アドバイザー等の養成

②組織化の応援

- ・ 行政や事業者からの支援情報の提供
- ・ 組織化のための相談窓口の設置
- ・ 市民活動団体の登録
- ・ 組織化（登録）に対する助成制度の検討

（3）市民活動団体としての自立を応援（組織化から自立へ）

①運営基盤の整備

- ・ 市民活動需要に関する情報の提供
- ・ 行政や事業者からの支援情報の提供
- ・ 市民活動全般にわたる相談窓口の設置
- ・ NPO法人に対する法人市民税の減免
- ・ 融資制度の検討と情報提供

②活動環境の整備

- ・ 市民活動団体相互の交流の促進
- ・ 公共施設使用の利用条件の緩和
- ・ 市民活動拠点施設の充実
- ・ ボランティア保険の充実と加入の促進
- ・ 活動に対する助成制度の検討

（4）市民活動団体と行政との協働関係の構築

①協働の可能性の整理

- ・ 市民活動団体と行政が協働によりまちづくりできる事業の検討
- ・ 協働できる適切な市民活動団体であること（組織・活動内容・力量等）の評価と公表

②協働のためのルールづくり

- ・ 市民活動団体と行政が相互に守るべきルールづくり
- ・ 協働の手法（事業協力、事業委託等）の検討

(5) 推進体制の整備

- ・ 推進組織の充実
- ・ 職員の意識の高揚
- ・ 市民活動応援員（職員が地元地域の市民活動を応援）の検討
- ・ 行政計画策定時における市民や市民活動団体の参画の推進
- ・ 指針の定期的な見直し

